

大阪歯科大学学則 新旧比較対照表

新	旧
<p>(転学部及び転学科)</p> <p>第30条の2 本学の学生で他の学部又は学科へ転学部又は転学科を志願する者があるときは、学長は、転学部又は転学科を許可することがある。</p> <p>2 転学部及び転学科に関する規程は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>36 2020 (令和2) 年12月1日 一部改正</p> <p>37 <u>2021 (令和3) 年9月1日 一部改正</u></p>	<p>(転学部及び転学科)</p> <p>第30条の2 本学の学生で他の学部又は学科へ転学部又は転学科を志願する者があるときは、学長は、<u>学年始めに限り</u>転学部又は転学科を許可することがある。</p> <p>2 転学部及び転学科に関する規程は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>36 2020 (令和2) 年12月1日 一部改正</p> <p>(新設)</p>